

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「自由都市・堺」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府堺市

3 地域再生計画の区域

堺市全域

4 地域再生計画の目標

(1) 堺市の歴史の変遷と地域資源

世界最大級の陵墓「仁徳陵古墳」を擁することで知られる堺は、中世、わが国における海外交易や鉄砲の量産によって富を築き、世界的にも稀な「環濠都市」を形成し、「自由・自治都市」として経済的な繁栄を築いた。また、堺の商人たちはこれらの富を背景に茶の湯、和歌、猿楽をはじめとする香り高い文化を開花させ、堺は経済的、文化的に繁栄を謳歌した。

その後、秀吉による環濠の埋め立てや商人の大坂への移住などが原因で、堺の「自治都市」としての繁栄は終焉を迎え、さらに江戸時代の鎖国政策や大和川の水路付替えなどによって、堺は、隣接する大坂に繁栄を譲るに至ったのである。

再び堺のまちに繁栄が訪れるのは、明治時代である。維新による近代化の波が、堺の人々の持つ「先取の気風」を刺激し、市民自らが費用を負担した日本初の木造洋式灯台の建設、わが国最初の純民間資本による私鉄「阪堺鉄道」や堺博覧会の開催など、民主導による産業の振興と新しいまちづくりを進めた。明治22年の市制町村制の施行後も周辺町村を編入しながら発展を続け、南海鉄道（南海本線）や高野鉄道（南海高野線）の開通、電燈会社やビール会社などの近代的な会社が設立されるなど都市機能も充実された。

大正期には、海水浴場や水族館、潮湯、日本初の民間飛行場である大浜飛行場などを有する一大リゾート地として関西全域から観光客を集めたほか、宿院付近は映画館

や芝居小屋、寄席が賑わいをみせていた。

第二次大戦により堺の市街地も焦土と化したのが、いち早く復興に立ち上がり近代都市への転換を図った。昭和30年代以降は、全市的な市街化の進行、泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅地の整備、重化学コンビナートを主体とする堺・泉北臨海工業地域の造成など、堺のまちは高度成長を遂げたのである。

しかし、日本経済の浮沈とともに歩んできた堺市も昭和48年の石油危機、そしてバブル経済の崩壊により大きな影響を受け、経済活動が長期にわたり停滞してきたが、日本経済の復調傾向に呼応し、臨海部における企業投資が活発に行われるなど、厳しいなかにも経済活性化の兆しが見られるようになっている。

また、平成17年2月1日、美原町と合併、18年4月1日には、本市の長年の懸案であった「政令指定都市」への移行を果たし、本市の玄関口である中心市街地の活性化や各区域における地域生活拠点等の整備や臨海部の活性化、また、都市再生緊急整備地域の整備や都市再生プロジェクトの推進に努め、世界に開かれた「新しい自由都市・堺」としての再生と発展に努めている。

このように、堺市では、従来から歴史の潮流を巧みに捉えつつ、交易、商業、サービス業、工業などそれぞれの時代のニーズに対応した多様な産業の活力が、本市の都心の中核として周囲に波及することにより、市域の経済全体を牽引してきた。また、その経済力を背景に独自の文化を生み出し、有形無形の文化を全国に情報発信しながら、現在の「堺」を生み出してきたといっても過言ではない。

前述のとおり歴史に恵まれた堺市は、市全域に渡ってそれぞれの時代の中で培われた非常に多種多様かつ有形無形の地域資源を有している。

中心市街地を含む都心には、多くの寺社仏閣などの歴史的・文化的遺産が存在するほか、商業集積、刃物・線香・自転車などの地場産業、機械・金属加工を中心とした中小企業の集積による生産基盤の存在がある。また、関西圏のほぼ中心に位置し、京阪神をはじめ国内各主要都市へ容易にアクセスすることができ、この立地の利便性は、今後の堺を展望するうえで重要な資源となる。

内陸部には、それぞれの区域において、注染・和ざらし、じゅうたん製造業などの地場産業や地域のコミュニティを支えてきた商業が、さらに内陸部のほぼ中央に位置する中百舌鳥新都心には、堺市の総合的な中小企業支援拠点としての「堺市産業振興センター」や、大阪府立大学の知の資源と連携し、次世代の堺の産業を担う起業者育成のためのインキュベーション施設「さかい新事業創造センター」などの産業支援機関が集積している。さらに、河内鑄物師の里である美原区域においては、大阪木材工業団地や南大阪家具団地が立地している。

丘陵部は、良好な住環境を有する泉北ニュータウンと大都市近郊に残された豊かな自然環境と農業基盤など、恵まれた環境を背景とした地域資源を有している。

臨海部では、高度な技術力と生産力を誇るエネルギー、金属、機械、化学工業を始めとする多種多様な企業集積に加えて、世界標準の環境先進型コンビナートを始めとする新たな企業立地等が行われており、本市産業の活性化を図るうえで重要な地域資源と位置付けることができる。

(2) 目 標

堺市は、基本的に都心を核として発展してきた歴史的経過があり、中心市街地を含む都心の活性化(再生)が、堺市全体の活性化の鍵となる。

そこで、今回の地域再生計画においては、本市の玄関口である中心市街地を含む都心における活性化を図ることに加えて、それぞれの区域における地域生活拠点等の基盤整備、また、内陸部や臨海部の既存産業の活性化や企業立地を図り、それらの連携と相乗効果を通じて全市的な経済の活性化を行うとともに、「快適な暮らし」と「まちの賑わい」が持続する低炭素型都市を実現する「新しい自由都市・堺」のまちづくりを進めることを目標とする。

① 中心市街地を含む都心の整備と活性化

堺市の中心市街地である堺東駅周辺は、政令指定都市へ移行した本市の玄関口として官公庁をはじめ商業・業務機能が集積する地域であり、「堺東駅西地域」として都市再生緊急整備地域の指定を受けている。

平成16年4月に市役所第二期庁舎が完成し、今後、堺東行政ゾーン整備推進事業や堺東中瓦町2丁目地区第一種市街地再開発事業などを推進するとともに、19年11月に中心市街地整備推進機構及び堺商工会議所が共同設置した堺市中心市街地活性化協議会を通じて、中心市街地の賑わいの創出に努める。

また、堺観光の玄関口として観光ネットワークの起点となり、堺の文化振興にも資するような拠点施設として整備予定の「文化観光拠点」を核として、旧市街地、仁徳陵古墳・大仙公園周辺、内川・土居川・堺旧港などの親水空間、神社仏閣などの観光資源や伝統産業などをネットワーク化することにより観光産業の振興、地域経済の活性化、ひいては都心の賑わいづくりを進める。

さらに、中心市街地と臨海部を結ぶ、まちの景観、環境及びバリアフリーに配慮した東西鉄軌道(LRT)整備を推進することにより、公共交通ネットワークの形成を促し、都市の原動力である人・物・情報の交流を拡大して、まちの賑わいの創出や沿線地域の活性化への寄与が期待されることに加え、沿線街区の太陽光パネル設置や屋

上・壁面緑化など低炭素型化を推進する。また、臨海部において環境先進型コンビナートを始めとする新たな企業立地等による経済活動が活発化する中、その効果を中心市街地に誘引し全市に波及させることが、本市全体の活性化にとって肝要である。そのため、平成20年4月に東西鉄軌道(堺浜～堺東駅間)基本計画骨子(案)を公表し、阪堺線堺市内路線との相互直通運転の実施、阪堺線堺市内路線の公有化及びLRT化の方向を示し、東西のみならず南北方向の阪堺線堺市内路線約8キロとのネットワーク化により都心交通軸の構築を図る。

② 内陸部・丘陵部の地域生活拠点や新たな商業集積の拡大による賑わいの創出

内陸部においては、北花田地域の開発及び北野田駅前の再開発事業等が完了し、都市再生緊急整備地域である「堺鳳駅南地域」の開発推進など、それぞれの区域の地域生活拠点や商業集積等の整備が進んでいる。特に、合併した美原区域については、「堺市・美原町合併新市建設計画」に基づき、地域生活拠点としての機能に加え、都市拠点と交通結節拠点としての役割を果たすにふさわしい機能を集積させた美原新拠点の整備を進めていく。

また、丘陵部に位置する泉北ニュータウンも最初のまち開きから40年以上が経過し、人口の減少、住民の高齢化や公共施設の老朽化、近隣センターの衰退などの多くの課題に直面しており、行政と市民が協働しつつ泉北ニュータウンの再生に取り組んでいく。

これらの地域生活拠点や商業集積の整備により、それぞれの地域に立地している既存の製造業、商業、サービス業などの地域産業全体に対する波及効果も期待され、地域の雇用促進に大きく貢献するものと考えられる。また、それぞれの地域特性を活かした整備が進められていることから、地域生活拠点(商業集積)間の人的・経済的交流が促進され、市全域に対して波及するものと期待できる。これらの波及効果については、堺市における商業・業務の中核である中心市街地の果たす機能との連携が重要である。

③ 臨海部における賑わいの創出、既存企業の再生と新規企業立地

都市再生緊急整備地域に指定されている「堺臨海地域」及び都市再生プロジェクトである「阪神高速道路大和川線ならびに大和川高規格堤防と市街地整備の一体的整備」及び「大都市圏における都市環境インフラの再生(臨海部における緑の拠点整備)」については、それぞれ国・府及び関係機関と連携して事業の推進・促進に努めているところである。

これらの基盤整備とあわせて、民間事業者が進めている商業・アミューズメント施設の整備を支援し、市内外からの集客による賑わいの創出や雇用の拡大を通じて地域経済の活性化を図るとともに、サッカー・ナショナルトレーニングセンターの整備により、市民のスポーツや健康づくりの拠点形成を行い、スポーツタウン堺の推進を図る。

また、東西鉄軌道（LRT）や道路等の基盤整備を通じて中心市街地と臨海部を結節することにより臨海部の開発を促し、中心市街地を核とする面的ひろがりをもった賑わいのあるまちづくりを推進する。

さらに、臨海部における既存企業については、政令指定都市への移行により「工場立地法の地域準則の権限委譲」がなされ、本市においても企業の実態やニーズを把握しながら平成18年4月に地域準則条例を施行したところであり、環境保全と企業活動を両立させながら、設備の更新や増設を図ることにより、地域の生産性の向上と雇用の確保に努めている。加えて、臨海部に設置される世界最大級の大規模太陽光発電所（メガソーラー）を始めとするクリーンエネルギー創出拠点等の集積や世界標準の環境先進型コンビナートにおける先導的な取組の推進、市域の中小企業への最新の環境技術の提供等により、大規模企業及びその関連事業所の新規立地による効果を最大限、市域に波及させるよう努める。

④ 雇用対策の推進

堺市においては、景気の回復により有効求人倍率が改善傾向にあり、今まで雇用には慎重であった企業においても求人意向の高まりが見られるなど、明るい兆しは見えるものの、依然として有効求人倍率が大阪府平均を下回るなど、市民の雇用は厳しい状況にさらされている。

そのような中、平成16年6月に堺市長の呼びかけのもと、産業界、労働界などが集まり、地域の雇用問題を解決するため「堺雇用推進会議」が設立され、地域の実情に合わせた雇用推進に関する方策を検討するとともに、地域が一丸となってそれを実施するよう提言を行った。その提言に沿った形で、現在、堺市においては、雇用の受け皿の創出と、意欲と能力が活きる雇用環境の整備に取り組んでいるところである。

具体的には、まず、雇用の受け皿の創出については、企業の誘致と既存企業の再投資の促進、創業・開業の支援、既存企業の経営革新支援による新分野進出や第2創業の促進などに取り組んでいる。次に、雇用環境の整備については、若年者の雇用問題を解消するための支援拠点の設置や女性の再就職支援事業の実施、誰もが働きやすい雇用環境の整備についての企業啓発などに取り組んでいる。

上記プロジェクトにより想定される経済効果の目標は、下記のとおりである。

①中心市街地をはじめとする地域生活拠点及び商業集積の再生による経済効果

- (i) 商店数の増加 250件
- (ii) 従業者数（雇用の増加） 5,000～5,500人
- (iii) 年間商品販売額の増加 1,000億円

*卸・小売業を含む。（臨海部「商業・アミューズメント施設」含む。）

②臨海部低・未利用地への企業立地促進による経済効果

- (i) 新規工場建設のための投資による経済波及効果(初期投資額 約1兆円)
 - ・工場建設による直接効果 約8,000億円
 - ・雇用拡大効果 約7万人(うち市内分4.5万人)
- (ii) 恒常的な経済波及効果(液晶パネル第1工場分)
 - ・生産活動効果 約1兆1,000億円
 - ・雇用拡大効果 約1万人(うち市内分6千人)

*堺浜の21世紀型コンビナートの立地による経済波及効果の試算(平成19年8月)による。

5 目標を達成するために行なう事業

5-1 全体の概要

① 中心市街地を含む都心の整備と活性化関連事業

○中心市街地活性化推進事業

(事業主体) 堺市、堺市中心市街地活性化協議会ほか

(事業内容) 中心市街地の活性化を図り、本市の玄関口の再生を行なうとともに、都心の中心性を回復するため、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進。

(目標年度) 平成28年度

○堺東中瓦町2丁地区第一種市街地再開発事業

(事業主体) 再開発組合(予定)

(事業内容) 商業施設、公益施設、駐車場を主要用途とする施設建築物を整備
計画面積：約1.1ha、敷地面積：約0.6ha

(目標年度) 平成26年度

○堺東行政ゾーン整備推進事業

(事業主体) 国、堺市等

(事業内容) 裁判所等の国施設、市民交流広場、市民駐車場等の整備
計画面積：約4ha(市役所を含む)

(目標年度) 平成26年度

○東西鉄軌道(LRT)整備事業

(事業主体) 公設民営上下分離方式の事業スキーム

※本市が軌道施設を建設・保有し、民間が軌道運営を行う。

堺駅～堺東駅区間の軌道運営予定者として、南海電気鉄道(株)と
阪堺電気軌道(株)に決定済み。

(事業内容)・臨海部(堺浜)～南海本線堺駅～南海高野線堺東駅区間のLRT新
設整備

・東西鉄軌道と阪堺線堺市内路線との相互直通運転を実施するなど、
東西鉄軌道と阪堺線堺市内の一体経営を前提に阪堺線堺市内路
線を公有化し、あわせてLRT化の改修を行う。

(目標年度)・堺駅～堺東駅区間 平成22年度末の開業を目指す

・堺浜～堺駅区間 堺駅から堺東駅区間につづき早期の開業をめざす

○文化観光拠点整備事業

(事業主体) 堺市、民間事業者

(事業内容) 観光ネットワークの核として、観光情報の提供のほか、茶の湯、
千利休や与謝野晶子をはじめとする先人などを紹介する「文化観光
拠点」となる施設を民間の資本や技術・知識の導入を図り、旧市立
堺病院跡地(11,102㎡)に整備する。

(目標年度) 平成22年度中に供用開始予定

② 内陸部・丘陵部の地域生活拠点等整備関連事業

○北野田駅前周辺地区整備事業

(事業主体) 再開発組合

(事業内容)・北野田駅前A地区市街地再開発事業(平成17年2月工事完了)

区域面積:1.3ha

主要用途:商業・業務・住宅・公益・駐車場

・北野田駅前B地区市街地再開発事業(平成19年12月事業完了)

区域面積:1.7ha

主要用途:商業・住宅・文化・駐車場

○堺鳳駅南地域市街地整備事業

(事業主体) 堺市、民間

(事業内容) 区域面積:約70ha

都市計画道路鳳上線整備、駅前広場整備、複合施設(商業等)街区整備、大規模工場跡地(民間住宅等)整備

(目標年度) 平成21年度末 大規模工場跡地(民間住宅等)完成予定

○泉北ニュータウン再生

(事業主体) 堺市

(事業内容) 泉北ニュータウンは、最初のまち開きから40年以上が経過し、人口の減少、住民の高齢化や公共施設等の老朽化、近隣センターの衰退など、多くの課題が表面化している。そのため、平成16年度に「泉北ニュータウン再生検討庁内委員会」を設立し、検討を行ってきたが、平成20年度より、住民やNPO団体及び公的住宅事業者等と広く議論しながら、魅力ある都市環境を維持し、まちの活力を発展、継承していくための共通の理念となる「泉北ニュータウン指針」の策定に取り組んでいる。また、この指針のもとに、土地利用を誘導していくための具体的な基準となる「まちづくりガイドライン」をとりまとめるなど、ニュータウンの活性化に向けた取組を引き続き進める。

○美原新拠点の整備

(事業主体) 堺市

(事業内容) 美原区域の中心核として、複合シビック施設(区役所庁舎、生涯学習施設、多目的ホール等)建設、シンボルロード・プロムナード整備などを推進する。

③ 臨海部における賑わいの創出、既存企業の再生と新規企業立地

○堺臨海地域 商業アミューズメント事業

(事業主体) 民間

(事業内容) 海辺の立地特性を生かしつつ、大規模な工場用地の土地利用転換などによる新しい都市拠点の形成に寄与する。(面積約3.1ha)

(開始年度) 平成18年3月 部分開業

○産業集積拠点形成事業

(事業主体) 堺市

(事業内容) 成長分野の企業誘致を戦略的に進めるため、「堺市企業立地促進条例(平成17年4月施行)」を活用し、企業の立地促進を図るとともに、先進的なものづくり系中小企業が集積する堺浜中小企業クラスター事業を推進する。

(開始年度) 平成17年度

○サッカー・ナショナルトレーニングセンターの整備

(事業主体) 堺市

(事業内容) 臨海部においてサッカー・ナショナルトレーニングセンターを整備し、市民のスポーツや健康づくりの場、日本代表チームなどの練習拠点として供するとともに、全国規模の大会開催やイベントの誘致に取り組む。また、世界で活躍する選手の育成など、スポーツを通じた青少年の健全育成を推進する。

平成19年度～：施設整備着手

○その他の臨海新拠点形成に関する事業

堺・高石臨海地域産業活性化協議会の基本計画に対する国同意（企業立地促進法）に基づく、「都市型スーパーコンビナート」の形成を目指す。

④ 雇用対策の推進

○ヤングJOBステーション事業

(事業主体) 堺市

(事業内容) 若年者の仕事探しを支援するため、若年者に適切な職業選択や職業意識の醸成を図り、就職に向けた支援を行う。(カウンセリングや意識啓発事業)

(開始年度) 平成17年度

○新卒学生合同企業説明会「就職フォーラム」

(事業主体) 堺商工会議所

(事業内容) 「合同企業説明会方式にて、地元において優秀な人材の確保を希望する地元中小企業と地元企業への就職を希望する新卒学生とのマッチングを図り、雇用の創出をめざす。

(開始年度) 平成17年度

○女性の再就職支援事業

(事業主体) 堺市

(事業内容) 子育て等により離職した女性が希望に応じて早期に再就職できるようハローワークさかいと連携し、きめ細かな就職支援（個別キャリアコンサルティング、就職支援セミナー等）を行う。

(開始年度) 平成19年度（モデル実施） 平成20年度（本格実施）

⑤ その他の地域再生に資する事業

○創業・ベンチャー支援施策

(事業主体) 堺市、(株)さかい新事業創造センター

(事業内容) 「さかい新事業創造センター」を賃貸型事業拠点として、ベンチャー・中小企業、起業家等の方々に提供するとともに、研究開発から事業化までの各段階を総合的に支援。また、同センター及び堺試作開発型事業促進施設(テクノフロンティア堺)入居者に対し入居期間内の施設賃料の一部を補助している。

○中小企業支援

(事業主体) 堺市、(財)堺市産業振興センター、堺商工会議所

(事業内容) 堺市内中小企業者に大学や公的研究機関との連携の場と機会を提供し、新技術や新製品開発による新たな事業分野への進出を支援するため、産学連携の総合的なサポートや大学との共同研究に対する助成などを通じて産学連携促進事業を実施している。

また、企業の販路開拓・ビジネスチャンス取得支援のために企業間のマッチングを支援するビジネスマッチング支援事業を実施するとともに、インターネット上での取引機会の創出を行なうための「ぶびすエンジンさかい21」の運営や機械金属工業等を中心とした中小製造業等の販路開拓や製品・技術PR・企業マッチングを図るべく「産業フェア」を実施している。

○人材育成事業(堺ものづくりマイスター制度)

(事業主体) 堺市

(事業内容) 「ものづくり技術」の継承が困難となっている現状を鑑み、全国に誇ることのできる優れた技術・技能を有している者を「堺ものづくりマイスター」として認定し、学校現場や地域などに派遣し、若年者のものづくりに対する関心を高めるとともに、その優れた技術や技能を継承できる人材の育成を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行なう事業

「地域再生支援利子補給金」

○地域再生計画の目標を達成するために行う事業

内閣府令で定める金融機関が、新規事業分野への進出や事業拡大、新技術の研究開発とその成果の企業化などに伴う企業立地等促進事業、及び自然エネルギーの活用などによる低炭素型都市実現に向けた事業などに対して、必要な資金を貸し付ける事業

○交付要領の別表で規定する事業の種別

- ・企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

[想定される事業の内容]

臨海部低・未利用地、内陸部の産業適地への新規事業分野への進出や事業拡大等による企業立地・投資促進等

- ・企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

[想定される事業の内容]

臨海部低・未利用地、内陸部の産業適地への新技術の研究開発及びその成果の企業化等による企業立地・投資促進等

- ・地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全(良好な環境の創出を含む)に係る事業

[想定される事業の内容]

自然エネルギーの活用などによる低炭素型都市実現に資する事業

○当該支援措置による事業実施に伴う地域活性化への効果等

新規立地の小規模製造業や中小企業クラスター進出企業、計5社を想定

- ・新工場建設のための初期投資がもたらす経済波及効果

*生産の増加	約10億円
*雇用所得の増加	約3.5億円
*雇用者数の増加	約85人

- ・恒常的な経済波及効果

*生産の増加	約40億円
*雇用所得の増加	約10億円
*雇用者数の増加	約300人

○指定金融機関名(予定)

商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、三菱東京UFJ銀行

なお、上記3社については堺市地域再生協議会の構成団体である

(※ 商工組合中央金庫、日本政策投資銀行については、平成20年10月1日より、それぞれ株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行に移行予定)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

○事業主体 堺市

○計画期間 平成16年度～平成27年3月末

○プロジェクトチーム設置の背景

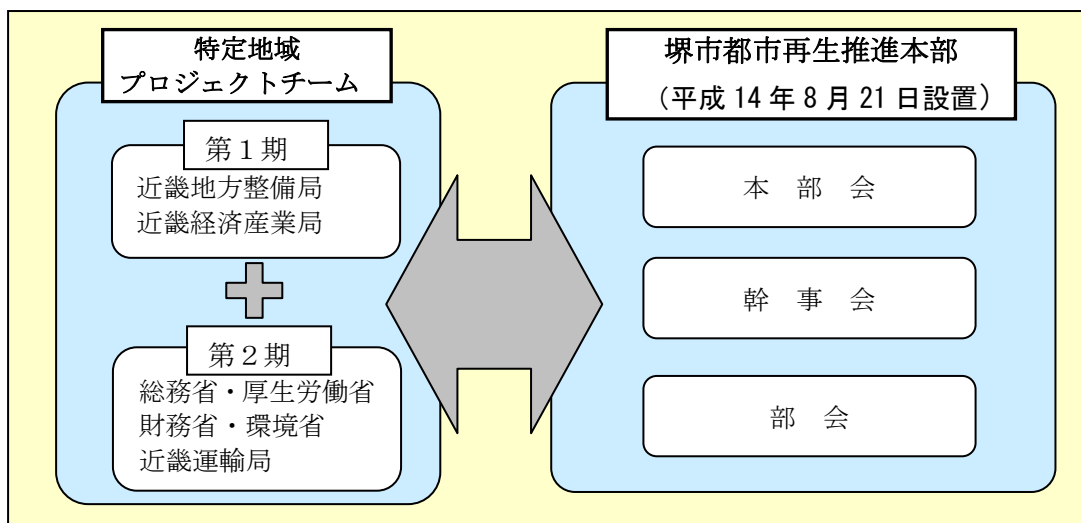
堺市の中心市街地である堺東駅周辺は、本市の玄関口であり、平成16年4月に市役所第二期庁舎が完成し、また、「堺東駅西地域」として都市再生緊急整備地域の第四次指定を受け、今後、堺東行政ゾーン整備推進事業や堺東中瓦町2丁地区第一種市街地再開発事業等が予定されている地域である。特に、堺市役所を含めた堺東行政ゾーンについては、裁判所の建替え、国の合同庁舎整備事業等にあわせて、市民交流広場や市民駐車場の整備を進めていく計画である。

また、臨海部においては、都市再生緊急整備地域の指定を受けている「堺臨海地域」において民間都市再生事業である「商業・アミューズメント施設」の整備が進んでいるほか、「堺市企業立地促進条例(平成17年4月1日施行)」により優遇措置を設け臨海部未利用地への企業立地を推進したことにより、大規模企業及びその関連事業所が集積する21世紀型コンビナートの立地が決定し整備が進められている。さらに、大規模工場用地の土地利用転換などによる未利用地を活用して、その立地特性を生かしつつ、医療関係、住居機能、アミューズメント機能等の新しい都市拠点の形成を検討している。

○プロジェクトチームの位置付け

「特定地域プロジェクトチーム」については、旧「地域再生推進のためのプログラム」に基づき認定を受けており、平成16年12月に、中心市街地の整備をテーマとした第1期のチームを設置した。

なお、「特定地域プロジェクトチーム」については、本市の設置する「堺市都市再生推進本部(平成14年8月設置 本部長：堺市長)」に位置付けており、全庁体制で取り組んでいる。



○取り組むべき課題、プロジェクトチームの必要性並びに期待される効果

	中心市街地の整備	臨海部の活性化
取り組むべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ○「市民交流広場」の活用方策について ○合同庁舎整備について <ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎整備にあわせた市民交流広場の拡充 ・合同庁舎の機能 ○東西鉄軌道（LRT）の導入について 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨海部活性化に向けた基盤整備 ○都市型産業の立地促進 <ul style="list-style-type: none"> ・都市型産業、環境産業等の誘致方策 ・企業立地にかかる環境保全方策 ○新たな都市拠点の形成 ○東西鉄軌道（LRT）の導入について
プロジェクトチームの設置の必要性	○市街地活性化の鍵となる合同庁舎の整備に関しては、国のノウハウや省庁間の連携が必要不可欠であるため。	○臨海部における企業立地や新たな都市機能の導入には、国の機関の有する情報、ノウハウ等が必要不可欠なため。
期待される成果	○市街地のまちづくり（景観・機能）と一体となった合同庁舎の整備が、円滑かつ効率的に推進される。	○臨海部への企業誘致を迅速に進めるとともに新たな都市機能の導入が期待できる。

5-3-2 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）

○事業主体 堺雇用促進協議会（平成17年5月6日設立）

(設立当初の役員)

役 職	氏名	所属・役職
代 表	中尾 良和	堺商工会議所会頭
監 事	内原 達夫	堺市助役
会 員	宮原 嘉徳	美原商工会会長
会 員	宮本 勝浩	大阪府立大学 経済学部長
事 務 局	事業推進員及び 会計事務責任者	堺商工会議所所員
	事務局員	

○計画期間 認定の日から平成19年度末 (事業完了)

○目 的

堺市は、戦後の高度成長期に重化学工業を中心とした臨海工業地帯が造成され、また、内陸部には大企業から中小企業まで機械金属工業等を中心とした集積が形成されていることもあり工業都市として日本の経済成長に大いに貢献した。

他の類似都市に比べても、製造業のウェイトが高く、2002年の製造品出荷額は、約2兆2百億円と全国の都市で11位であり、工場数(従業員4人以上)は1,784、従業者数は、約45,000人と全国的に見ても有数の集積を誇っている。しかし、その10年前(1992年)の指標と比較して見ると、製造品出荷額で△24.6%(△6千6百億円)、工場数で△29.5%(△746)、従業員数で△30.8%(△2万人)となっており、産業の空洞化が進んでいる。

また、長く続いた不況の影響を受け、堺市を取り巻く雇用環境は非常に厳しい状況にある。大阪府下の完全失業率は、全国、近畿と比較しても高水準にあり、堺市においても有効求人倍率(平成16年平均)が0.60倍と大阪府の0.84倍と比較しても低い水準となっている。また、平成12年国勢調査の結果によると、堺市において戦後はじめて労働力人口が減少しており、労働力という数の問題だけでなく、団塊の世代の人々が持つ高度な技術力やノウハウをどのように伝承するかが今後の問題となってくると予想される。

そこで、堺市においては、地域の厳しい雇用環境を鑑み、地域の雇用問題を解決するため、平成16年6月に堺市長が産業界・労働界に呼びかけ「堺雇用推進会議」を設置し、10月に提言を受けた。提言の主な内容は、雇用の受け皿作り(企業誘致、新事業創出など)を進めるとともに、総合的な雇用対策が求められている。

そのためには、堺市の産業構造の特色から鑑みると雇用対策の推進にとって、機

械金属工業等を中心としたものづくり企業の活性化が必要不可欠であり、まち全体のものづくり振興気運の醸成を図るとともに、地域が一丸となり地域のものづくり人材を育成し、地域の再生と雇用の増大を図る。

○事業内容

①「堺ものづくり大学」の開催及び運営

[計画概要]

若年失業者を中心に、企業が必要としているものづくり技能に直結する技能講座を開催する。

企業が必要としている技能については、「大阪府立松原高等職業技術専門校」に協力を求め、オーダーメイド型講座を作成することにより、企業と人材能力のミスマッチの解消を図り、雇用を促進する。

また、講座参加者には、「ものづくり企業の就職面接会」や「就職フェア」への参加を促し、企業とのマッチングを図る。

なお、18年度以降のコース分野の設定については、雇用・失業情勢、求人状況等を踏まえ検討する。

コース： 3コース（①溶接 ②旋盤 ③フライス盤作業）

期間： 1ヶ月

[実施内容]

雇用のミスマッチの解消を図るため、溶接講座・クレーン講座・刃物講座等企業が必要としている技能講座を開催。また地域地場産業の後継者の養成を行った。

②人材マーケティング事業

[計画概要]

雇用開拓推進員が市内企業を訪問し、①新規雇用時の公的助成金の周知、②求人の掘り起こし、③中小企業の求める人材ニーズの把握、④卓越した技能を有している企業OB情報の把握を行い、就労機会の増大と、中小企業の人材ニーズにマッチした企業OBの派遣を行う。

[実施内容]

雇用開拓推進員が市内企業を訪問し、現在の雇用情勢などについての周知を行うとともに、求人の掘り起こしを実施した。中小企業の求める人材や卓越した技能を有する企業OB情報の収集を行った。また、若年者の就職支援を行う「さかいヤングJOBステーション」と連携し、当該事業で獲得した求人情報を提供した。

③就職フェア（合同面接会）

[計画概要]

市内企業と求職者（「堺ものづくり大学」の受講生を含む。）との合同面接会（求人説明会）を実施する。

[実施内容]

求職者の就業機会の創出と就業支援のため、関係機関の連携・協力のもと合同就職面接会を開催した。

④創業者支援事業

[計画概要]

人的資源が不足している創業者等に対して労務管理や経営支援等ができる専門家の派遣を行い、業績をアップさせることにより雇用の受け皿づくりを進める。

[実施内容]

人的資源が不足している創業者などに対して、労務管理や経営支援に関する専門家を派遣し、業績の向上に努めるとともに、経営の安定化を図り、雇用の受け皿づくりを促進した。

⑤ベンチャービジネスインターンシップの推進

[計画概要]

ベンチャービジネスインターンシップでは、従来の企業の仕事の一部しか体験できないインターンシップでなく、正にオールマイティーな経験ができる新規創業者のもとで3ヶ月～6ヶ月の長期インターンシップを実施する。

知名度も低く求人活動もままならない状況のベンチャー企業と求職者とのミスマッチの解消（求人しているにもかかわらず、認知度不足による就職希望者が来ない状況の解消）を図る。

[実施内容]

企業の仕事の一部のみを体験するインターンシップではなく、正にオールマイティーな経験ができる新規創業者のもとで、長期間のインターンシップを実施した。

6 地域再生計画の計画期間

認定の日から平成28年度末まで

7 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

本市では、平成14年7月に堺市長を本部とする「堺市都市再生推進本部（以下「推進本部」という。）」を設立し、都市再生緊急整備地域等の都市再生関連事業、構造改革特別区域、地域再生に係る庁内調整、進捗管理並びに事業評価について随時検討を重ねている。

本地域再生計画に記載された各事業については、推進本部が統括することとなり、その事業ごとの評価についても報告されることとなる。

なお、推進本部では、必要に応じて外部の人材を加えることも要綱上可能となっており、今後、事業評価に関して外部人材の活用についても検討していく。

8 その他地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事業

本市では、現在の厳しい経済環境のもとにおいて、まちづくりを積極的に進めるため、早くより行財政改革を進めてきたが、平成15年2月に「行財政改革計画」を、16年4月に「行財政改革（改定版）」、18年3月に「新行財政改革計画」、19年7月に「新行財政改革（改定版）」をそれぞれ策定した。この計画では、「利用者・納税者の視点」、「Plan—Do—See の視点」、「行政の役割や関与の見直しの視点」、「民間感覚の視点」、「現地（現場）重視の視点」の5つの視点により改革の断行を行うこととしている。徹底した行政経営改革を推進することによって得られた貴重な財源を「まちの構造改革」に投資することにより、まちの活性化についても積極的に取り組んでいるところである。

これらの「行財政改革計画」の推進にあたり、構造改革特別区域や地域再生などの制度の効果的活用は、既成の概念にとらわれない改革を可能とするものであり、本市のまちづくりのための財源を生み出すために非常に有意義なものである。

本市では、「行財政改革計画」推進の一環として、既に平成15年に「さかいバリューアブル・スタッフ特区」の認定を受け、「地方公務員に係る臨時的任用事業」の特例措置を活用しながら、職員構成の抜本的見直しを進めている。

さらに、「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」を活用した「さかい ICT ひとづくり特区」が第12回認定、また「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」が第14回認定を受け、高度 ICT 人材を育成することで、雇用対策や地域経済の活性化に取り組んでいる。